

京都市告示 632号

建築基準法第10条第4項において準用される同法第9条第11項の規定に基づき、次の建築物の所有者又は管理者は、次に掲げる措置を期限までに行うべきこと及び期限までにこれを行わないときは、京都市長が、その者の負担においてこの措置を行うことを公告します。

平成27年3月27日

京都市長 門川 大作

- 1 建築物の敷地の所在地  
京都市上京区五辻通七本松西入東柳町530番地
- 2 建築物の構造，規模及び用途  
構 造 木造平家建て  
延床面積 67.09平方メートル  
用 途 住宅及び工場
- 3 行うべき措置  
当該所在地内にある全ての建築物（基礎を除く。）を除却すること
- 4 期限  
平成27年4月27日

(都市計画局建築指導部建築安全推進課)